

平成16年12月20日成立
平成30年 1月19日議決
平成30年 3月16日施行
令和 5年 6月16日議決
令和 5年 9月 1日施行

宮城県患者・家族団体連絡協議会定款

特定非営利活動法人宮城県患者・家族団体連絡協議会（MPC）
定款

第1章 総則

（名称）

第1条

本法人は特定非営利活動法人宮城県患者・家族団体連絡協議会と称する。

（事務所）

第2条

本法人は、主たる事務所を宮城県仙台市青葉区木町通1丁目4番15号仙台市交通局本局庁舎7階に置く。

第2章 目的及び事業

（目的及び基本理念）

第3条

難病も難治性疾患も誰もが罹患する可能性があり、人類史上常に存在した。そうした病に罹患した患者は、たまたま罹患したことで、様々な差別や不当な扱いを受けてきた歴史を共有している。

それは人類の痛みであり、克服すべき課題でもある。私たちは、そんな思いから、誰も排除されず、病気であってもありのままに、誰もが共に生き、共に暮らし、支え合い、誰も孤立せず、自己実現できる社会の構築を目指すことを基本理念とし、その実現を目的とする。

（基本方針）

第4条

- （1）病の有無に関わらず、お互いに寄り添い、支え合う
- （2）親睦・交流・情報交換・相互研鑽を行う
- （3）要望・啓発活動を実践する
- （4）そのために必要な事業・活動を行う

（定義）

第5条

本法人で言う患者・家族とは治療法が無い、原因がわからない、治療が困難、病気の性格上多くの生活上の問題があるなど、様々な問題を日常的に抱える人々とその家族であり、厚生労働省が定める指定難病に限る者ではない。そうした人々を本定款において以下難病等難治性疾患患者・家族と表記する。

（特定非営利活動の種類）

第6条

本法人は、第3条の目的及び基本理念を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- （1）保健、医療又は福祉の増進を図る活動

（事業）

第7条

本法人は、第3条の目的及び基本理念を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1）特定非営利活動に係る事業

- ①難病等難治性疾患患者・家族及び加盟団体の育成と相互協力の援助
- ②難病等難治性疾患相談の実施
- ③難病等難治性疾患患者・家族に対する生活支援及び活動支援
- ④難病等難治性疾患に関する調査研究と社会的啓蒙の推進
- ⑤難病等難治性疾患関係機関との連携
- ⑥障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスの経営
- ⑦障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業の経営
- ⑧障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業の経営
- ⑨障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害児相談支援事業の経営

第3章 会員

(会員の種類)

第8条

本法人は、次に掲げる会員をもって構成する。

- (1) 正会員 本法人の目的と活動に賛同し、共に活動することを前提に入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 本法人の目的と活動に賛同し、支援するために入会した個人及び団体

(入会)

第9条

本法人の正会員及び賛助会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を理事長に提出し、会費を払い込むことによって会員になることができる。

2 理事長は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。理事長は、入会を認めない時は、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

3 会費の額は、理事会での議決を経て細則に定めるものとする。

(入会金及び会費)

第10条

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第11条

会員は次の各号のいずれかに該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡、又は会員である団体が解散したとき
- (3) 会費を継続して3年以上滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第12条

会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第13条

会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、又は本法人の定款等に違反したとき
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は本法人の目的に反する行為をしたとき

(会費等の不返還)

第14条

本法人は、すでに納入された入会金、会費及びその他の金品は返還しない。

第4章 役員及び職員等

(役員の種類及び定数)

第15条

本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6～10人
- (2) 監事 2人

2 理事のうち、理事長を1名、副理事長を2名とする。

(選任等)

第16条

理事及び監事は、正会員の中から総会において選任する。

2 理事は正会員各団体より各団体1名以内で選任する。

3 理事のうち、患者自身は6名以上、家族は2名以上、その他は2名以内とする。

4 理事長及び副理事長は理事の互選とする。

5 事務局長は事務局担当理事があたり、会計責任者は会計担当理事とし、理事長が指名し理事会において決定する。

6 その他の担当理事は、理事長の指名によって決定する。

7 監事は、理事又は本法人の職員を兼ねることができない。

8 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(職務)

第17条

理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会及び理事会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。

2 理事長は、本法人を代表し、その業務を総括する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。

4 事務局長は、理事会の議決に基づき、本法人の日常の職務を処理する。

5 会計責任者は、理事会の議決に基づき、本法人の会計業務を処理する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査すること

(2) 本法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招

集を請求すること

(任期等)

第18条

役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事若しくは監事に欠員が生じたときは遅滞無く補充しなければならない。
- 3 補欠又は増員により選任された役員任期は、第1項の規定に関わらず、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。
- 5 前項の規定により任期終了後の伸長は、任期の末日後最初の総会が終結するまでとする。

(解任)

第19条

役員が次のいずれかに該当するときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決により、当該役員を解任することが出来る。この場合、その役員に対し議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為が認められるとき

(報酬等)

第20条

役員はその総数の3分の1以下の範囲で報酬を受け取ることができる。報酬に関しては、総会で定めるものとする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁することが出来る。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(センター長)

第21条

宮城県難病相談支援センター長及び仙台市難病サポートセンター長（以下、センター長）は兼任業務とし、理事長が指名し理事会において決定する。

2 センター長は、宮城県並びに仙台市との委託契約および本法人の基本理念・基本方針に基づき、宮城県難病相談支援センター並びに仙台市難病サポートセンター（以下、センター）を運営する。

(事務局)

第22条

本法人に、事務を処理するため事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、5 役会の意見を聞いて理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(顧問)

第23条

本法人に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は学識経験者または本法人に功労のあったものの内から、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は本法人の運営に関して理事長の諮問に答え、または理事長に対して意見を述べる。

第5章 総会

(種別)

第24条

本法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(権能)

第25条

総会は、本法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任、報酬、職務、解任
- (7) 解散したときの残余財産の処分
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第55条においても同じ）
- (9) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項
- (10) その他、運営に関する重要事項

(開催)

第26条

通常総会は、毎年2回、事業年度開始前2か月以内と事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第17条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第27条

総会は前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、理事長はすみやかに総会を招集しなければならない。この請求があったにもかかわらず、理事長がこの請求の時から1か月以内に総会を招集しないときは、請求したものが総会を招集することが出来る。

3 総会を招集するときは、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面又は電磁的方法をもって、開会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第28条

総会の議長は、出席した正会員のうちから理事長が総会に諮り選出する。ただし、第26条第2項第3号による招集があったときは、出席した正会員のうちから議長を選出する。

(定足数)

第29条

総会は表決権を有する正会員総数の5分の4以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第30条

総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の3分の2をもって決する。

2 総会において、第27条第3項の規定により、あらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要し、特別な事情によりあらかじめ通知することが出来ない場合、出席正会員の3分の2以上の同意を得ればこの限りでない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(表決権等)

第31条

総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法、または他の正会員を代理人として表決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により表決権を行使する正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第32条

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数と、出席正会員数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が署名捺印し、これを保存しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の議決があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前項の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第33条

理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第34条

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事務局の組織及び運営
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第35条

理事会は、次の各号に該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 事務局長又は会計責任者もしくは理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第17条第6項第4号による監事の請求があったとき

(招集)

第36条

理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも理事会の5日前までに招集通知を発信しなければならない。ただし、緊急の招集の必要があるときは、理事総数の過半数の同意を得て、この期間を短縮することができる。

(議長)

第37条

理事会の議長は、理事長若しくは理事長が指名したものがこれにあたる。

(議決)

第38条

理事会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

2 理事会において、第36条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の3分の2以上の同意があったときは、この限りではない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項について表決権を行使することができない。

(表決権等)

第39条

各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的記録をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項及び第40条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決については、特別の利害関係を有する理事はその議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第40条

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁式方法による表決者にあつては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 5役会

(構成)

第41条

5役会は、理事長、副理事長、事務局長、会計責任者、センター長をもって構成する。

(職務)

第42条

5役会は、理事長が行う職務を補佐し、日常業務を円滑に進める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第43条

本法人の資産は、次に掲げるものを持って構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生ずる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第44条

本法人の資産は理事長が管理し、その管理方法は総会の議決による。

(資産の区分)

第45条

本法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(会計の原則)

第46条

本法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第47条

本法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(経費の支弁)

第48条

本法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第49条

本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び活動予算)

第50条

本法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前の通常総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第51条

前条の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第52条

本法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、理事長が速やかに作成し、監事の監査を受け、事業年度終了後の通常総会の議決を受けなければならない。

(余剰金の処分)

第53条

本法人の決算において、余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(予算の追加及び更正)

第54条

予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(臨機の措置)

第55条

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 会則の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第56条

この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経て、かつ特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を受けなければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第57条

本法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動にかかる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の規定に基づき本法人が解散するときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第58条

本法人が解散したときに残存する財産は、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げるもののうち、総会において出席した正会員の過半数をもって決した、本法人と目的を同じくする団体に寄付するものとする。

(合併)

第59条

本法人が合併しようとするときは、総会において正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第60条

本法人の公告は、本法人事務所の掲示板に掲示するとともに、本法人のホームページに掲載して行う。

第11章 雑則

(委員会)

第61条

本法人は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議決を経て、委員会を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について調査、研究し、又は事業を遂行する。

(細則)

第62条

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、本法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、第14条及び第15条、第16条の規定にかかわらず次に掲げる者とする。

理事長	山田 富也
副理事長	白江 浩
副理事長	小島 章義
理事	内海 恵美子
理事	大江 正義
理事	今春 尚子
理事	支倉 敦子
理事	三浦 きよ子
理事	渡邊 久
監事	近藤 辰雄
監事	鈴木 久雄

3 本法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず成立の日から2006年6月30日までとする。

4 本法人の設立当初の事業計画及び予算は、第47条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 本法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から2005年3月31日までとする。

6 本法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 0円

(2) 年会費 正会員 個人 2000円

団体会員の場合には所属する会員数に応じて各団体・グループの会費を決定する

500名未満 5000円

500名以上1000名未満 10000円

1000名以上 15000円

賛助会員 1口 1000円(1口以上)

附則

この定款は、宮城県知事の認証のあった日から施行する。

附則

この定款の変更は、宮城県知事の認証のあった平成19年8月10日から施行する。

附則

この定款の変更は、仙台市長の認証のあった平成27年11月9日から施行する。

附則

この定款の変更は、仙台市長の認証のあった平成30年3月16日から施行する。

附則

この定款の変更は、仙台市長の認証のあった令和5年9月1日から施行する。